

海難防止の取り組み



海難審判所ホームページ (アドレス : <http://www.mlit.go.jp/jmat/>)

海難審判制度の紹介や審判手続の案内を掲載しているほか、平成23年以降に言い渡した海難審判の裁決を言渡し日順に公表しています。

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

裁判の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

- 海難審判所について
- 海難審判所の組織
- 関係法令
- 海難審判を受ける方へ
- 審判手続き
- マンガで見る海難審判
- 審判を受けるにあたって
- 海事構造人について

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

東北地方 海難審判所(東京)

関東地方 海難審判所

仙台地方 海難審判所

横浜地方 海難審判所

神戸地方 海難審判所

広島地方 海難審判所

門司地方 海難審判所

長崎地方 海難審判所

門司地方 海難審判所那珂支所



JMATニュースレター

「JMATニュースレター」(JMATは海難審判所の英語表記「Japan Marine Accident Tribunal」の頭文字)では、主な海難事例について、どのようにして海難が起きたのか、海難の再発防止に向けてどのようなことに注意すべきかなど、解説を加えながら紹介しています。

JMATニュースレターは、ホームページから閲覧できるほか、メール配信サービスも行っております。配信サービス申込の詳細はホームページをご覧ください。

JMATニュースレター
Japan Marine Accident Tribunal News Letter

特集「内航船が関連する衝突海難」

平成25年ないし27年に審理官が処理した海難は、合計3,074件4,113隻【図1】で、このうち「貨物船」及び「旅客船」の船舶の内から内航船及び国際船を除いた、いわゆる内航船が関連する海難は、744件785隻【図2】となっており、事件種別別では、衝突事件が201件244隻(31%)と最も多くなっています。

衝突事件のトント数別では、20t以上500t未満の半数を占め【図3】でおり、同じく相手船舶別では、内航船が運送する船舶で最も多くなっています。

(8)海難審判法の対象となる船舶として審理官が調査を開始すること。

【図1】平成25~27年で審理官が処理した海難(件数)

内航船	国際船	旅客船	貨物船	その他
292	232	12	72	22
1%	1%	1%	1%	1%
合計				
4,113隻				

【図2】内航船が関連する海難の事件種別別(隻数)

内航船	国際船	旅客船	貨物船	その他
244	207	26	785	744
31%	26%	3%	100%	100%
合計				
785隻				

【図3】内航船が関連する衝突事件のトント数別(件数)

内航船	国際船	旅客船	貨物船	その他
244	201	26	785	744
31%	26%	3%	100%	100%
合計				
785件				

【図4】内航船が関連する衝突事件の半船割合(件数)

内航船	国際船	旅客船	貨物船	その他
15	12	2	75	74
2%	2%	1%	100%	100%
合計				
74件				

JMATニュースレター

« JMATニュースレターの発行状況 »

第9号	◇特集「内航船が関連する衝突海難」
第8号	◇特集「乗揚海難」
第7号	◇特集「漁船の海難」
第6号	◇特集「居眠り海難」
第5号	◇特集「霧中に発生した海難」
第4号	◇特集「単独で衝突した海難」
第3号	◇特集「見張り不十分で発生した海難」
第2号	◇「平成22年版レポート海難審判」の発刊にあたって
創刊号	◇「JMATニュースレター」の発刊にあたって ◇特集「霧中海難」

※平成29年度は、第10号として「水上オートバイの海難」を平成29年6月30日に発行しております。

(第9号 特集「内航船が関連する衝突海難」)



社会学習活動への協力

➤ 審判廷の開放など

海難審判所では、業務説明・施設見学の場として、修学旅行や社会科見学で国土交通省を訪れる児童や生徒に対して、業務説明や審判廷の開放を随時行っています。

平成 28 年度は、全国から合計 12 校 162 名の小・中学生及び高校生が訪れ、海難審判の仕組みや日本における船の役割、船の交通ルール等を説明しました。訪問を希望する場合は、『国土交通省キッズコーナー』から申し込むことができますので、お気軽に問い合わせください。

※ 国土交通省キッズコーナー (<http://www.mlit.go.jp/kids/>)



➤ 「子ども霞が関見学デー」

夏休み期間中に開催される「子ども霞が関見学デー」では、毎年プログラムを実施しています。平成 28 年度も 7 月 27 日に実施し、小・中学生及び引率者が審判廷を訪れ、海難審判所の仕事と役割を説明し、海と船に関するクイズ等を出題しました。

